

農地所有適格法人報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

松阪市農業委員会会長

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	円	円
2年前(実績)	円	円
1年前(実績)	円	円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	円	円

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

 %

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

 日

- (2) 農業関係者以外の者((1) 以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

 %

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2) については、(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

農地所有適格法人報告書

※直近の決算期間を
記入してください。自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

松阪市農業委員会会長

主たる事務所の所在地 松阪市〇〇町△△番地

株式会社 □□□□□□

名称及び代表者氏名 代表取締役 松阪 太郎

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 □□□□□□ 代表取締役 松阪 太郎	
主たる事務所の所在地	松阪市〇〇町△△番地	
経営面積 (ha)	田	18.6
	畑	0.7
	採草放牧地	—
法人形態	株式会社、又は有限会社、農事組合法人 など	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、茶など	稲作作業受託、 農産物の販売 など	造園業、清掃業など

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	32,000,000 円	10,000,000 円
2年前(実績)	34,000,000 円	13,000,000 円
1年前(実績)	33,000,000 円	15,000,000 円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	37,000,000 円	15,000,000 円

実績のない場合は
空欄でかまいません。

※裏面へ続きます。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機関、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

労務管理や市場開拓等に
従事した日数も含まれます。

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
松阪 太郎	40 株(口)	所有権	32,000	150	150	農作業委託の内容
松阪 一郎	5 株(口)	賃借権	20,000	150	150	

※全ての構成員(農事組合法人の場合は組合員、株式会社は株主等)を記入してください。
記入しきれない場合は、別紙として添付してください。
※構成員の要件として、法人に農地の権利を提供した個人、または法人の農業の常時従事者(年間150日以上)であること、などが必要です。

議決権の数の合計

45 株
(口)

農業関係者の議決権の割合

100 %

表の中の農業への年間従事日数の合計を記入してください。

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

300 日

(2) 農業関係者以外の者((1) 以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

農業に携わる以外の方が構成員にみえる場合は、記入ください。ない場合は空欄でかまいません。

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

耕うん、播種、施肥、刈取り等の作業

氏名	住所	役職	農業への従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
松阪 太郎	松阪市〇〇町△△番地	代表取締役	150	150	60	60
松阪 一郎	松阪市〇〇町△△番地	取締役	150	150	60	60

※全ての業務執行役員(農事組合法人の場合は理事、株式会社又は有限会社の場合は取締役)を記入してください。記入しきれない場合は、別紙として添付してください。
 ※要件として、総役員の過半の者が年間150日以上農業経営(労務管理や市場開拓等も含む)に従事する者であること。役員または重要な使用人(農場長等)のうち、1人以上が実際に年間60日以上農作業に従事する必要があります。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>※ 役員以外の方で、構成員の中で重要な使用人の方がみえる場合は、記入してください。</p> </div>						

((2) については、(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合のみ記載してください。)

※ 裏面に記載要領があります。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。